

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者法人名	有限会社 愛の里
代表者名	代表取締役 吉識 順平
法人所在地	〒679-2201 兵庫県神崎郡福崎町大貫 2321-1
電話番号	0790-22-1332
設立年月日	平成 14 年 9 月 12 日

2. 事業所の概要

事業所名称	ケアプラン愛の里居宅介護支援事業所
所在地	兵庫県神崎郡福崎町大貫 2321-1
事業所番号	2873400721
介護支援専門員・連絡先	管理者 : 川崎 美和 連絡先 : 0790-22-1332
サービス提供地域	神崎郡・加西市・姫路市香寺町、船津町、豊富町、山田町、砥堀、夢前町

3. 事業所の職員体制等

職種	資格	人員
介護支援専門員	主任介護支援専門員	0 名
	介護支援専門員	2 名
事務員		1 名

4. サービス提供時間

提供日	毎週月曜日 ~ 金曜日
提供時間	午前 8 時 30 分 ~ 午後 17 時 30 分
定休日	土曜日・日曜日・祝祭日、1／1～1／3

5. 事業の目的及び運営方針

介護保険法等の法令に従い、サービス提供地域に居住する利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むために適切な居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者及び関係機関との連絡調整その他便宜を提供します。また、ご利用者様の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、提供されるサービス等が特定の種類、又は特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立に業務を行います。

6. 提供する居宅介護支援サービス内容と利用料金

事業者は、次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

利用者やその家族は、介護支援専門員が居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- ・身分証明書を携行し利用者、家族から求められた時には掲示
- ・複数の事業所の紹介を求める
- ・当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

- ・契約者の家庭を訪問して、契約者の心身状況、置かれている環境を把握したうえ居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービスを作成いたします。
- ・特段の事情のない限り、毎月少なくとも1ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面談の上、サービスの実施状況の把握に努めます。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者の双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更し利用者及び主治医・関連事業所に交付いたします。

④ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<給付管理>

居宅サービス計画を作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給管理を行い、サービス実績を確認した上、毎月給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会へ提出します。

<医療との連携>

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当の居宅介護支援事業所（介護支援専門員の氏名）及び連絡先を伝える必要があり、事前に利用者又は家族に情報提供の協力を求めさせて頂きます。

<情報通信機器の活用>

介護支援専門員が行う一連の業務負担軽減や効率化に資するものとの目的とし、（個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを使用した）情報通信機器を活用します。

<サービス利用料金>

- ① 当事業所が提供するサービスについては、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。
- ② 契約者の介護保険料の滞納により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料をいったんお支払ください。

【1】 介護支援専門員取扱件数 45 件未満・又は 50 件未満の場合

要介護 1 ・ 要介護 2	要介護 3 ・ 4 ・ 5
10,860 円／月	14,110 円／月

【2】 介護支援専門員取扱件数 45 件以上・又は 50 件以上～60 件未満の場合

要介護 1 ・ 要介護 2	要介護 3 ・ 4 ・ 5
5,440 円／月・5,270 円／月	7,040 円／月・6,830 円／月

【3】 介護支援専門員取扱件数 60 件以上の場合

要介護 1 ・ 要介護 2	要介護 3 ・ 4 ・ 5
---------------	---------------

3,260 円／月・3.160／月	4,220 円／月・4.100 円／月
-------------------	---------------------

【4】加算を算定した場合

○初回加算	<u>1 カ月につき</u>	3,000 円
○入院時情報連携加算（I）	<u>1 カ月につき</u>	2,500 円
○入院時情報連携加算（II）	<u>1 カ月につき</u>	2,000 円
○退院・退所加算（I）イ	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に</u>	4,500 円
○退院・退所加算（I）ロ	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に</u>	6,000 円
○退院・退所加算（II）イ	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に</u>	6,000 円
○退院・退所加算（II）ロ	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に</u>	7,500 円
○退院・退所加算（III）	<u>入院または入所期間中 1 回を限度に</u>	9,000 円
○緊急時等居宅カンファレンス加算	<u>1 ヶ月につき</u>	2,000 円
○通院時情報連携加算	<u>1 カ月につき</u>	500 円
○特定事業所加算（I）	<u>1 カ月につき</u>	5,190 円
○特定事業所加算（II）	<u>1 カ月につき</u>	4,210 円
○特定事業所加算（III）	<u>1 カ月につき</u>	3,230 円
○特定事業所加算（A）	<u>1 カ月につき</u>	1,140 円
○特定事業所医療介護連携加算	<u>1 カ月につき</u>	1,250 円

7. 担当者の変更等

担当者を変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業所の事情により担当者を変更する場合は、あらかじめご利用者様に連絡します。

8. 秘密の保持

- ⑤ 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ⑥ 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、個人情報を用いません。

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故発生や体調の急変が生じた場合は、速やかに家族、主治医に連絡いたします。

医療機関		
主治医		
電話番号		
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	

10. 記録の保管

居宅介護支援に関する記録を作成し、これを 5 年間保存することとし、利用者及び家族に限り、記録の閲覧、また記録の複写の交付を受けることができます。

11. 賠償責任

事業者は自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

12. 契約解除

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方からの解除を希望する日の 7 日前にお申し出いただければ、解除する事が出来ます。この場合、解約料のお支払は必要ありません。

13. 事業所からの契約の解除

事業者は、利用者、家族が以下の事項に該当する場合には本契約を解除する事ができます。

- ①身体的暴力・・蹴る、叩く、首を絞める等
- ②精神的暴力・・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、理不尽な要求をする、写真や動画の撮影、録音を行う行為又はインターネット等に掲載する行為を行った場合
- ③セクシャルハラスメント・・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為。
- ④本契約の解除を行う場合には関係事業所や保険者及び地域包括支援センター等にも報告させていただきます。

14. 虐待の発生または再発を防止するための対応

当事業所は、虐待防止マニュアルに基づき、下記の体制を整備する。

- ① 虐待防止委員会の実施
- ② 虐待防止のための指針の策定
- ③ 虐待防止のための従業者に対する研修の実施

- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置と対応

15. 身体拘束の適正化

当事業所は、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないよう働きかける。また、身体拘束を行う場合には、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 感染症の予防及びまん延防止のための対応

当事業所は、感染症発生時の業務継続ガイドラインに基づき、下記の体制を整備する。

- ① 感染症対策委員会の実施
- ② 感染症に係る指針の整備
- ③ 感染症に係る研修の実施
- ④ 感染症を想定した訓練の実施

17. 災害発生時の対応

当事業所は災害発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

18. サービスに関する相談・苦情窓口

事業所相談窓口	担当者 : 川崎 美和 電話番号 : 0790-22-1332 受付時間 : 午前8時30分～午後17時30分 (土曜日、日曜日、祭日を除く)
兵庫県国民健康保険 団体連合会窓口	電話番号 : 078-332-5617 受付時間 : 午前9時～午後5時15分 (土曜日、日曜日、祭日を除く)
市町村介護保険窓口	各市町村の介護保険窓口にお問い合わせください

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、契約者に対し重要事項の説明をしました。

事業者 所在地 〒679-2201

神崎郡福崎町大貫 2321-1

名 称 ケアプラン愛の里居宅介護支援事業所

代表者 代表取締役 吉識 順平 印

説明者

私は、事業者から指定居宅サービスについて重要事項の説明を受けました。

契約者 住 所

氏 名

代筆者 住 所

氏 名
